

**伊勢市第 11 次老人福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定業務委託
プロポーザル選定要領**

(目的)

第 1 条 この要領は、伊勢市第 11 次老人福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定業務を委託する者の決定にあたり、プロポーザル方式により提出のあった企画提案書等の選定方法について、必要な事項を定めるものである。

(選定業務)

第 2 条 伊勢市第 11 次老人福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、次条から第 5 条に定める方法により選定業務を行う。

(採点)

第 3 条 選定委員会は、選定会議を開催し、プロポーザルに参加する者が提出した企画提案書等について、別紙「伊勢市第 11 次老人福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定業務委託プロポーザル選定にかかる評価基準」（以下、「評価基準」という。）に基づき、伊勢市第 11 次老人福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定業務委託プロポーザル選定にかかる評価表（以下「評価表」という。）を用いて採点をする。

(順位の決定)

第 4 条 企画提案書等の順位は、次の各号により決定をするものとする。

- 1 各選定委員は、前条により算出した評価点の合計の高い順に順位をつける。ただし、m 位に n 者の提案が同点で並んだ場合は、次の数値を順位とする。
$$[m + (m + 1) + \cdots + [m + (n - 1)]] \div n$$
- 2 前項の順位を順位点として、別紙「伊勢市第 11 次老人福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定業務委託プロポーザル選定にかかる集計表」により合計点を集計し、数値の低いものを上位として総合順位をつける。

(受託候補者の決定)

第 5 条 前条により、順位が 1 位の者を受託候補者として特定する。なお、順位 1 位の者が 2 人以上ある場合は、その順位 1 位の者で価格評価点を除く採点合計により、上記 1 及び 2 の方法で順位点を集計し、最も数値の低い者を受託候補者として選定する。それでもなお差がつかない場合は、選定委員長が選定委員会に諮って決定する。

2 第 3 条に定める方法により採点を行い、選定委員の 1 名以上が価格評価を含まない合計得点を 56 点未満とした場合には、委員長が選定委員会に諮り、当該企画提案者を受託候補者として決定しないことができる。